

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

一 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明等を受けようとする者が納めなければならない手数料の額を定めること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正（第二条関係）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において追加された発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価に係る規定の特例について定めること。

第三 附則関係

一 この政令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。（附則関係）